

# 國學院大學學術情報リポジトリ

明治期実行教の組織形成における漢学者・国学者：  
教師養成制度を例に

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2024-07-02<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 今井, 功一<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/0002000583">https://doi.org/10.57529/0002000583</a>                   |

## 明治期実行教の組織形成における漢学者・国学者 —教師養成制度を例に—

今井 功一

### はじめに

本稿は、一派特立後の実行教<sup>1</sup>が教勢を拡大していくなかで現れてくる、教師養成部門を形成する動機づけについて検討する。ここでは、内務省による訓令を受けて制度形成を余儀なくされた実行教が、明治28年から明治31年にかけて刊行していた月刊誌『惟一』<sup>2</sup>において、漢学・国学を背景に持つ編集者によって展開された議論を取り上げる。教派神道の「組織化」については井上順孝が考察しており、組織化モデルとして「高坏型」と「樹木型」を提示している<sup>3</sup>。これは、A教団の傘下にB講社が入ってA教団の一部を形成する、C教団D教会からE教会が派生するといった、本部と支部、あるいは中央と地方、本流と支流がどのような関係を持つかについて説明するためのモデルと言えよう。これまで組織化というといかに他の信仰集団を取り込んでいった（高坏型）のか、新たな教会をどのように建てたか（樹木型）といった考察がなされてきた。それに対し、役割が細分化され、大きくなっていき、部局ができていく、つまり、教祖や指導者との個人的なつながりをもとにした集団だったものが、専門的な役割を持った諸部門ができ、それらによって教団が構成されていく過程<sup>4</sup>を、本稿では教師養成部門を例に論じることとする。

### 1. 実行教の「組織化」と「神道改革」

実行教は、近世に成立した富士信仰の一形態である不二道をもとに、初代管長である柴田花守が神道や平田国学等を取り入れて教義を再編し、明治15年に一派特立した富士講系教派神道のひとつである。不二道以外のものを取り入れた教義の再編の例としては、不二道において「ものぢぢはは神道」<sup>5</sup>という世界創造にかかわる神々を「あまつみおやものぢぢはは天祖參神」すなわち天御中主神、高御産巢日神、神産巢日神の「造化三神」に読み替えるなどの作業が行われた<sup>6</sup>ことなどが挙げられよう。造化三神は平田篤胤によって重視された天御中主神を中心とした三柱の神々であり、平田国学の影響を受けた人々の間で同じように重視され奉斎されることになった。このような不二道という独創的な富士信仰の神道化に対して、反対する勢力を分離した<sup>7</sup>ことで、例えば実行教と同じく富士講系教派神道のひとつであり、「富士講だけでなく富士信仰全体を一つの勢力として統一しようとした」宍野半によって成立した扶桑教<sup>8</sup>などと比べると、実行教は比較的同質性の高い集団だと考えられる。

さて、そうした組織として考えた場合に、実行教の前身である不二道はどのような形態をとっていたのであろうか。不二道においては、小谷禄行三志、理性院行雅といった「大導師」というトップ、各地の信徒である「同気」、さらに同気の中でも「世話役」とか「世話方」とか言われる幹部信徒の別があるが、「不二道の組織は、上下の階層性がないネットワークの集合」<sup>9</sup>であり「手紙・文書・教典類を相互に写し合い流し合う」「回覧ネットワーク」<sup>10</sup>と

される。すなわち、各地の同気グループ、あるいはグループ内の同気同士においては上下の別がないネットワークであり、必ずしも組織と呼びうる形態をとっていなかった。そうした集団が、教派神道として特立し、近代教団として個別の専門部門を有する「組織」となっていく。実行教において、個別部門は総務、庶務掛、そして雑誌編集発行部門である惟一社などが形作られていった。そうした中で、教師養成のための機関が求められていく。

教師養成というと仏教や基督教を含め、現在の大学に連なる諸機関の成り立ちについてはいくつも研究の蓄積がある。神道に限って例示すれば、神道事務局生徒寮<sup>11</sup>、皇典講究所<sup>12</sup>、また、神道同志会・教派神道連合会と國學院神道講座<sup>13</sup>については研究が知られている。また、富士講の糾合体をもとに実行教と同じく明治15年に特立した扶桑教では、明治16年1月の第1回講習生認証授与式に丸山教会の伊藤六郎兵衛が管長に次ぐ幹部である参元として出席している<sup>14</sup>ことが知られているように、当初から教学を講習させる講学校が設置されていた。実行教においては井口喜四郎『神道実行教』<sup>15</sup>の発行所「行教々義講究所」が知られている。

では、こうした組織内の各部門は形作るにあたって、どのような動機があったのであろうか。富士講や不二道の歴史には「組織」がないように、不二道あるいは富士信仰の論理には「組織化」していくモチベーションはなく、別の論理で組織が形成されていった。ここでは、「組織化」における実行教本館幹部の姿に注目したい。

実行教は明治20年代から、1教団の枠を越えて、「神道界全体」の改革<sup>16</sup>を目指していた。神道改革についての言説が展開される媒体となったのが、彼らの発行する月刊誌『惟一』であった。彼らは実行教内部にとどまらず、神道界全体の牽引を標榜するような言論を展開した。

例えば、日清戦争の「新占領地」へ布教使を派遣する意見記事では、「見よ佛、耶の如き、布教使を派して葬儀に、慰問に、鞠躬尽力機会に乗じて己が教勢を張らんと計るもの、また以て感ずべきものあり、奮起せよ各教神道家諸氏、区々たる小康に安んずべき秋に非ず」<sup>17</sup>と論じている。すでに仏教やキリスト教の諸教団が強勢拡張のため教師を派遣して布教に乗出しており、戦死者戦病死者の葬儀や軍隊への慰問といった活動に従事していた。それに対して神道は後れを取っているので、神道界も奮起して教師を派遣するべき、と主張するのである。

また、まさに神道改革をテーマとした社説でも「世界列国の衆庶を感化せんは、亦神道諸教家の一大快事に非ずや（中略）此に於て愈神道革新の焦眉に迫りたるを知るなり」<sup>18</sup>とあるように、神道諸派全体に対してその改革を呼びかけている。

こうした動きの中で、明治17年の太政官布達第十九号以降、政府・内務省は各教派・宗派の教団に対し、制度（教規・宗制）の整備を促す行政的措置を取るようになっており、明治18年3月18日には「重要の事項は教規宗制中に編入」<sup>19</sup>するよう促され、実行教では同年4月に制定された「実行教教規」で教師について「第七條 教師を教正講義訓導教導職試補ト称スル事／一 教正を正権大中小ノ六級ニ分ツ／一 講義を正権大中小ノ六級ニ分ツ／一 訓導ヲ正権二級ニ分ツ／一 教導職試補」<sup>20</sup>と規定した。

そうした神道の改革を主張する論調の論説が『惟一』に頻繁に掲載されるようになる時期、21号から31号は勝屋馬三男という人物が、32号から48号は金丸俊胤という人物が編集者や発行兼印刷者といった役職を務めている<sup>21</sup>のである。二人はそれぞれ漢学者あるいは国学者として知られる人物であり、彼らは『惟一』誌上においても特に教師の教育、養成、質の確保

について強い意識を持って目立って活動していた。

## 2. 勝屋馬三男と教学寮

明治28年5月30日の内務省訓令第9号<sup>22</sup>は、「明治23年の小学校令発布により普通教育が普及したことにともない、内務省は「布教伝道の任にあるを以て学識徳行兼備し世上の崇敬欽仰を受くべき」教師であるにもかかわらず、「無学悖徳」の者が少なくないとして、「教師検定条規」を制定して、教規・宗制に盛り込むよう訓令した<sup>23</sup>のものであった。教規宗制中に教師検定条規を定めるよう示したこの訓令に呼応して、実行教では、直後の同6月には勝屋馬三男が教師の質を問う、「天下の冗教師を淘汰せよ」と題する論説<sup>24</sup>を発表した。

明浜と号し、咸宜園最後の塾主として知られる勝屋馬三男は、明治27年に上京した頃から実行教本館に所属していた<sup>25</sup>。明治3年生まれ勝屋は明治19年に咸宜園での学修を終え、郷里の佐賀で自ら私塾を開いて漢学を教授しており、真宗振風教校等でも漢文を教授していた漢学者であった。咸宜園で学んだ後についた漢学の師、谷口藍田の上京を追うように明治27年頃に上京し、谷口から漢文の教授を受けながら国之礎社の編集にもあたっていたという。明治29年10月から自ら学んだ咸宜園に最後の講師として赴任し、咸宜園が活動を終えてからは各地で漢学を教授したという。漢学者である勝屋が実行教の幹部として本館に入った経緯は不明であるが、明治27年から29年の間、勝屋は『惟一』に論説を寄せている。また、21号（明治28年10月）から31号（明治29年9月）まで『惟一』の編集人をつとめ、本館庶務取扱、北海道布教使、少教正と、惟一社あるいは実行教本館にて多数の役職を歴任した。

勝屋は、この論説で「天下の愚民を籠絡して、その部下に引入し、神の大道を利用して、営利の機会に供す」「五月三十日の訓令は」「憤転じて大いに喜ぶものなり」「訓令の実行を好機会として、更に本源の洗濯、即ち教師採用を販売的に行はずして、純然たる天爵の階級を、試験の上に判別せん」と論じた。各神道教派では教師の辞令を納入される金銭の多寡によって決めており、それが神道全体の信用を失墜させているといい、訓令を受けて教師採用が試験によって行われることで教師の質が確保されるのであれば喜ばしいものであるとする。訓令を政府からの規制管理の強化とは考えておらず、むしろ神道界の是正に資するものと理解している。

この論説で論じているところは実行教内部のみに限定しているわけではなく、当時の神道界全体を指しているのであり、具体的に「天下の愚民を籠絡して、その部下に引入し、神の大道を利用して、営利の機会に供す」と名指しているのは、神道事務局や大成教などの傘下であってマスコミをにぎわすなどしていた天理教やその他の教会・講社を念頭に置いているのであろう。「神道」内部の様々な立場を想起させる。

勝屋は10月には教師検定法についての論説を発表した<sup>26</sup>。ここで「百尺竿頭更に一步を進めて余は教学寮及び伝習所の設置を望むものなり、教師三分の二は前段に述べたるが如く敗徳非行の徒輩にして授産の法を得せしめされば到底其感化を望むべからず、故に是等の輩は過に我教籍を免除し去り、三分の一、乃ち誨えて之を效すべき中等の教師を教育すべき教学寮伝習所等を設置するの必要あるを覚知すべし」と論じる。前掲の論説にも見られるように、勝屋にとっては三分の二の教師は「其感化を望むべからず」、残りの三分の一のみを教育するためにも教師養成施設である「教学寮」「伝習所」等の設置が必要であるとする。また、いずれの教派も同様に陥っていると指摘して次のように述べる。



「従来天下の教師を補命するに、学の深淺を検せず、義務金の多寡を以て教師の階級を付与したるは、豈た一教一派のみならんや、十二管長皆然り、甚しきは内務省九号の訓令を機会として、管長自ら東西に徘徊し、南北に呼号し、幾千枚の新補又は昇級辞令を濫授して、数百の金円を博得したるものありと聞く、何ぞ其れ無恥の甚しきや、併し是等の事は最早既往に属し、其人を指名して之を譴責するも詮なきを以て、黙して言はざるは仁者の情なり、たゞ今後諸管長の検定法実施に就て大声疾呼して其注意を促し置ざるべからざるは、中等の教師を教育すべき一事是なり、教育を施さずして教師の不都合を責むるは孔子の所謂殺すなり、翻つて顧よ是等不都合の教師を補命したるものは誰ぞや、教師の敗徳非行あるは其責自から帰する所あるべし」

納入される金銭の多寡によって教師の補命が決まる、教師検定條規制定前にあわてて各地の教師希望者に辞令を発しているといった現実がある、低質な教師の責任は各教団・管長にあると勝屋はいう。勝屋は続けて、「故に余は望む、今回規定の検定法により、本部に大学寮を置き管長之を督励し、支部に中学寮を置き教長之を督励し、講社に小学科、伝習所又は夜学会を設け社長之を督励し、宗教界異口同音の淫声を一変して洋々たる妙吟佳誦を聞くに至らしめよ、これ我輩の素願なり。」とする。さらに、具体的な検定方法、教育方法として、検定法を実施するにあたって「本部に大学寮を置き管長之を督励し、支部に中学寮を置き教長之を督励し、講社に小学科、伝習所又は夜学会を設け社長之を督励」すべきとして、試験の実施にとどまらず常設の教育組織として実行教本部に「大学寮」を、日本各地の支部に「中学寮」、講社には「伝習所又は夜学会」と、各地に置かれた教徒グループごとに教育機関を設置すべきだというものである。

### 3. 神道実行教教師検定條規の制定

こうした、流れの中で、明治28年11月には試験実施の方法を定めた「教師検定法」が誌上に掲載された。

以下、いくつかの条文を抜粋してみよう。

「第一條 教規第三章第七條に規定したる教師の分限及等級は検定條規に依り施行する検定に合格したるものにあらざれば之を授与せず」

「第三條 教師検定は教規第五章第十六條に依り左の二種に分つ

第一種 試験

第二種 特撰」

検定合格者のみを教師に補任するのであるが、検定方法は試験と特撰の二つに分たれた。試験の実施についてどのような記載があるのであろうか。

「第二章 試験

第六條 試験を別ちて教義学科普通学科の二とす乃ち別紙表の如し

第七條 試験は十五級を七種に別ち試験を一種とし他正、権を一種中に包含せしむ

第八條 三種以上を高等試験とし四種以下を尋常試験とす」

実行教の教師の位階は、1級大教正以下、2級権大教正、3級中教正、4級権中教正、5級少教正、6級権少教正、7級大講義、8級権大講義、9級中講義、10級権中講義、11級少講義、12級権少講義、13級訓導、14級権訓導、15級教導職試補と15に分たれている。すなわち第七條の規定では正権中教正が一種、正権少教正が二種、正権大講義が三種、正権中講義

が四種、正権少講義が五種、正権訓導が六種、教導職試補が七種にあたる。正権大教正が含まれないが、後段の規定に正権大教正は管長の特選によるものとあり、試験での検定の対象とされなかったためである。

「第十條 新補試験は十三級以下とす

但第十一條乃至第十三條の場合は此限にあらず

第十一條 官国幣社官司若くは権官司たりしものは教義学科試験を免除し七級以下、其禰宜主典たりしもの若くは満十年府県社以下の神職たりしものは教義学科試験を免除し十三級以下の試験を受くることを得

第十二條 神宮皇學館本科卒業生又は皇典講究所学生証書を有するものは教義学科試験と普通学科試験の全部若くは一部を免除し八級以下、其専科卒業生又は其五等司業以上のものは教義学科試験ヲ免除し十三級以下の試験を受くることを得

第十三條 高等官たりしものは若くは其資格を有するものは普通学科試験を免除し七級以下、判任官たりしもの若くは其資格を有するものは普通学科試験ヲ免除し十三級以下の試験を受くることを得」

試験は訓導以下を受験するところからはじまることとされたが、他の試験等によりその学力あるいは教師の質が担保される場合にはこの限りではなかった。具体的には一定以上の神社での経歴や神宮皇學館や皇典講究所といった教育機関での学修、あるいは官僚として一定程度の位にあるものは、これに限らずそれぞれ定められた級から試験を受けることが許されている。

「第十五條 六級十二級十四級は越級試験を許さす」

6級は権少教正、12級は権少講義、14級は権訓導にあたり、それぞれ教正講義訓導に昇級する場合にはこれを必ず受験することが求められた。特選でもこの3つの級は昇級することは許されず、教正講義訓導の格差を維持することが意図されていると見える。

次に、特選に関する条文を見てみよう。

「第三章 特選

第二十一條 一級二級の教師は一級七名二級二十名の定員を置き其欠員を生ずる場合は試験に依らず管長之を補命す

第二十二條 左項の一に該当すべき教師は其七級より六級、十三級より十二級、十五級より十四級に昇級する場合を除くの外試験に依らず一級を進むることあるへし

- 一 布教使の海外に於て満二年以上勤続するもの
- 二 絶島蛮荒の開教に従事する教師の満二年以上勤続するもの
- 三 現級満三年以上勤続する本館各分局庶務以上のもの
- 四 現級満四年以上本教に勤続し其行徳顕著なるもの
- 五 教義に関する有益の著述を為したるもの

第二十三條 本教教学寮卒業生は試験に依らず八級以下の教師に補するものとす  
但優等生に限り七級教師に補することあるへし

第二十四條 本教教学寮の学科程度と同等以上の他神道教派教校卒業生は其教校の卒業証書を有するものに限り試験に依らず本教教学寮卒業生より一級以下の教師に補するものとす

第二十五條 復職のもの又は他神道教派より転属のもの又は明治十七年八月十一日以前教

導職たりしものは試験に依らず其原級より一級以下に補するものとす」

大教正及び権大教正は1級2級にあたり、あらかじめ定められた定員を試験によらずに管長が直接任命することとされている。

また、海外及僻地への布教にあつたもの、その他実務経験を考慮して1級昇進することが可能になっている。ただし、先に触れたように、教正講義訓導にそれぞれ昇級する場合はこの規定を利用して昇進することはできない。

第二十三條と第二十四條の規定が示すように、勝屋が提言した実行教内に設置される「教学寮」という教師養成組織を前提にした条項が見える。しかしながら、少なくともこの時点では、この教学寮あるいは勝屋が構想した各講社付けの「伝習所」は実際には設置されておらず、具体的な規定も定められていない、この条項上にのみ存在しているのであった。「第三十六條 第三章第二十三條第二十四條の場合は追て教学寮設置の上施行す」とするとおり、第二十三條と第二十四條の運用は教学寮が実際に設置されない以上、あくまで理想のうへの条文であったといえよう。

教義科目には経典、作業、作文、説教の4科目が定められた。経典を例にとると、3～6級では「六国史」、7、8級では「記紀」、9、10級では「古事記 祝詞式」、11、12級では「古語拾遺 参鏡磨草 古道惑問」、13、14級では「大諄辞考 開化古徴 本教大基」、15級では「一行一言 御恩の巻 四民教諭」が指定されている。

11級及び12級の『みかがみときぐさ参鏡磨草』や『古道惑問』は初代管長柴田花守の著作である。また、15級の『四民教諭』は実行教が継承する不二道統においては花守の3代前に数えられる参行禄王、『一行一言』はさらに1代前の一行此花の著作である<sup>27</sup>。先に触れたように、3、4級が正権中教正、5、6級が正権少教正、15級が教導職試補であるから、初級あるいは下級ほど富士信仰及び不二道色が強く、上級ほど富士信仰及び不二道から離れ、神道然とした試験を受けることになる。これをどう評価するのか判断はにわかには付きかねるが、それが実行教の教派としての基本であるがゆえに、初級の科目が富士信仰及び不二道色を強く帯びているのだと言い得るであろうか。

『惟一』は他教派宗派の教師検定條規についても関心を寄せており、「●神仏各宗教師検定條規 本年五月三十日内務省訓令第九号を以て布達したる同検定規則に準し去九月卅日迄各宗條規を制定して内務大臣の認可を乞ふべき筈なりしが右は中々従来の宗規其他入組みたる事情ありて容易に落着せず今日迄其の認可を得たる分は神道十二派中にて神道本局、黒住教、神宮教及び、我教の四派、仏教四十八宗中にて曹洞宗、真宗本願寺派、誠照寺派の三宗にて余は目下出願中なりと」<sup>28</sup>報じている。ここに見られるように、実行教の教師検定條規は、教派神道及仏教各宗派を含め全体のうちでは比較的早い時期に定められたものであった。これも神道界を牽引する自負によるものであろう。

さて、明治25年内務省訓令第4号にて官国弊社神職試験規則が定められるが、この試験問題について見てみたい。同規則では、合格者が宮司あるいは権宮司に補される高等試験、禰宜あるいは主典に補される尋常試験の二つの試験が定められていてそれぞれ試験科目が条文中に示されている。同規則は何度か改訂されており、ちょうど各教派が規則制定を求められていた明治二十八年九月に改定された規則では次のようにさだめられている。

「高等試験科目

六国史口述筆答 令義解同上、延喜式同上、万葉集同上、法曹至要抄同上、現行神社法令筆

答、作文（宣命体、公文体）、算術

尋常試験科目

古事記口述筆答、土佐日記同上、職原抄同上、祝詞式同上、現行神社法令筆答、作文（祝詞、公文体）、算術」

また、同じく明治28年9月には社司及び社掌を任用するための社司社掌試験規則も定められていて、社司と社掌それぞれについてやはり試験科目の定めがある。社司については「第七條 社司ノ試験科目左ノ如シ」として「古事記口述筆答、職原抄同上、祝詞式同上、作文祝詞体・公文体、現行神社法令筆答、算術四則」、社掌については「第八條 社掌ノ試験科目左ノ如シ」として「古事記上巻口述筆答、祝詞式同上、作文祝詞体・公文体、現行神社法令筆答、算術四則」が定められている。実行教の検定條規は彼ら自身も早い制定であることに言及するが、こうした先行する規則等から多くを参考にしたものと見られる。

実際の試験は翌明治29年の2月に初回の試験が行われたようで、『惟一』誌上でその開催が告知された<sup>29</sup>。また同時に、試験に係る人事も発令されており、

「辞令

大教正 林甕臣

教師検定委員長心得ヲ命ス

少教正 柴田孫太郎

少教正 勝屋馬三男

亀井捨吉

山星徳太郎

本館教師試験員ヲ命ス」<sup>30</sup>

と、勝屋自身も、後に実行教第三代管長に就任する柴田孫太郎らと共に本館教師試験員に名を連ねた。

取り急ぎ教学寮や伝習所の設置なしにスタートした実行教の教師養成であったが、その後も勝屋は、常設の「教育組織」をおくべきだという主張を続けた。「教史の編纂を論じ併せて教学寮の設立を促す」という論説で勝屋は、「教史の編纂を促すと同時に、活ける教史の編成を感ずる也。活ける教史の編成とハ何ぞや、教学寮の設立是れなり。」「今日教学寮を設立して教師を養成するは、教師自身の為めのみならずして、諸君の継続者を得むが為めなり」「一大教史を編成し、以て道祖以下諸君の心法を伝え、其機関作用として、本館に一大学寮を設立し、活ける教史、即ち純然たる潔教師を養成して、諸君の精心をして長く死せしめざるの覚悟なかるべからず」<sup>31</sup>と主張した。

明治29年の夏、「教規追加に基づき本教育英の事業を実行せむか為め去月一日より府下の信徒の青年部を集合し三余の学を奨励し当分夜間を以て皇漢学、英語学、和算、作文、習字の六科目を以て之を教授し居れり」<sup>32</sup>と、いよいよ教学寮が開校したと『惟一』は報じた。ただし、この教学寮についてこれ以上詳しい事はわかっていない。また、これ以降、教学寮の動向については『惟一』誌上のほかその他の記述にも触れられることがなく、果たしてこの事業が継続したのか否かを判断することができない。

なお、他教派による同様の教師養成の動きに注目していたようで、『惟一』が「新刊雑誌批評並紹介」で報じている<sup>33</sup>興味深い例を次に掲げよう。

「●教義学研究会講義録第一号第二号 本著教学部、普通学部の二門に別つ教学部には古語



拾遺、祝詞式、日本書記、古事記、万葉集、続日本紀宣命、職原抄の講義を載せ普通学部には修身、日本地理、万国地理、漢文、人身生涯の解釈を掲ぐ曩に内務省第九号の訓令発布以来我神道各教ともに教師検定條規を立て不学無文の木強漢にて輒すく教師の資格を授受し能はざる事と為れり而るに因襲の久しき遽に在来又は未来の教師をして学に就き文を修めしむること事情甚だ難きを見る況や禿頭を撫で腕を揮ひ学生の伍伴に列するをや本著は深く憂うるもの、如し即、之を繙きて独修私淑の便を得せしめむが為めに殊に之を奨励せる一種の勸学解たるなり一日学はざれば畢生の恥を貽す今日悟らざれば明日の愚に迄る文明の進化は駟馬の軽車に駕するが如く駸駸として禦むべからず爾の膝下に呱呱喃喃たる少年子弟は既に爾の為に教鞭を執らむとす本著一閱、困学の念、油然而して萌ざし来らば蓋し編者の幸ならむ耶、代価は一冊十二錢前納、発行所は東京市小石川区原町四四大成教本部内教義研究会」

大成教の例であるが、古語拾遺、記紀、祝詞式、職原抄といった上に見た実行教及び神社に係る諸規定でも触れられている科目が並ぶ本書は、教師検定條規を定めたうえで知識の授受の方法として大成教内の教義研究会による講義録を出版したというものである。試験方法等を決めたといつて、その試験に出題されるはずの教義や知識の伝授をどのようにするのかは課題であったであろうが、大成教の場合は講義録の出版というかたちをとったものであろう。

勝屋が実行教本館内で特に教師の質確保に論を張ったのは私塾で漢学教授、私立有隣学館と真宗振風教校で漢文教授するなど、教育というバックボーンがあったためではないかと推測される。勝屋は誌上で教義の教授と教師養成のための教学寮や教学校設置の主張を続けたが、31号を最後に辞任し、東京を去った。自ら育った咸宜園へ塾主として赴くことになったためである。とはいえ、咸宜園に戻ったのちの明治30年1月にも少教正から権大教正に任じられており、明治30年11月25日発行の第41号にて「依願免本職 権大教正」の辞令が発される<sup>34</sup>まで、名目上は実行教の教師であった。

#### 4. 金丸俊胤による『惟一』と実行教の「改革」

勝屋が実行教本館を去った後、実行教本館幹部として教師養成を主唱したのが金丸俊胤であった。金丸は、宮内省宮内官などを務めた佐賀出身の国学者である<sup>35</sup>。富士信仰の文脈では、彼はむしろ実行教副管長である西川須賀雄の弟子・側近として知られ<sup>36</sup>、その経歴からは、不二道以来の地方教会や古参信徒の流れにあるというよりもむしろ国学者としての西川の弟子といった印象の強い人物である。金丸は勝屋のあとを引き継いで『惟一』の編集を担った。金丸が編集にあたった時期も、『惟一』誌上では勝屋が編集にあっていた時期と同様に、教校設置についての意見を掲載していた。

金丸は、編集にあたる以前から、寄稿者としてあるいは読者として『惟一』に論説を寄稿して、神道改革の舞台たる『惟一』の誌面刷新、ひいては教団自体の改革を求めていた。「惟一記者に望む」と題する論説では、「熱心以て神道界の革新を論じ鋭意以て教職売買の市場を撃破（中略）の成績は顕然として著名に以て天下公衆の輿論となり遂に明治廿八年の内務省訓令第九号を以て教師検定法を定む」「宜しく無用の記事を省き簡明以て道義を講究するの材料を精選すべし」「本平二翁他の著書を校合摘出し古事記祝詞集五十音文典等の講義録を載せ神名帳考証大神社伝記神名地名物名等の訓解及び講演等を録し教師養成の材料と」<sup>37</sup>

することを求めていた。この時点で金丸が重視していたのが教師養成という役割であることに注目したい。検定方法が実施され、勝屋が提唱した教学寮が教師検定條規に定められたことを受けたうえで、教師養成のための知識の伝授に『惟一』が活用されるべきであると考えていた。

第32号（明治29年12月）から発行兼印刷者、「本館事務員申付 少教正」<sup>38</sup>に就任、本館及び唯一社の中心人物となるやいなや、「本月より誌面を改良し教職志願者諸君の為検定試験科目所の講義録を付し以て教義学独習の便を得せしめんと欲す」<sup>39</sup>と意気込みを示し、先の投稿で示した紙面改革を自ら推し進めていく。同号から48号まで<sup>40</sup>『惟一』発行兼印刷者となり、「小説」「史譚」「今古美談」などの記事の掲載を止めた。また、誌面改革の一つとして「誌上講義」と銘打ち、第32号（明治29年12月）から「古事記上巻講義」と題された記事の連載を開始した。

講義録連載開始に先立ち、「此の講義録は本教々師検定試験に应ぜんとする者をして簡易独習便を得せしむるを目的としまづ古事記より始め漸々祝詞式及び検定試験書目全科に達し読者諸君をして座ながら検定試験各学科を独習研究するの便を与ふる為め次号よりは一層講義録を敷演して教義学普通学の二科に分ちて掲載せんとす受験予備の独習を目的とするを以て敢へて猥りに私意を加へず古事記伝を本とし各大家諸先生の説をも拔萃雑出し又は折衷し或ひは通俗語に約し或ひは之を書し或ひは之を略すなど其躰の一樣ならざるは外飾を捨て只読者諸君をして容易く了解せしむるの便を得せしめんと欲すればなり 何々に曰或ひは何某曰と記し或ひは記せざるが如き一様の定りなきは簡略を旨とし又は錯雑の為読者の疑惑をひきおこす等の恐れあればつとめて了解し易きを旨とすればなり」<sup>41</sup>として、単なる誌上講義ではなく、教師検定試験受験者を対象とした検定科目の受験勉強のための講義であることが明示されている。

同時期に誌上で連載された講義録は上の古事記を含め次の3種類である。

古事記講義 14回（32号（明治29年12月）～45号（明治31年3月））

万葉集講義 9回（33号（明治30年1月）～42号（明治30年12月））

日本文典独習 9回（33号（明治30年1月）～42号（明治30年12月））

ただし、途中未確認の号があるのと、前述のとおり48号が最終号である確証がないため、トータル回数には留保が必要である。

金丸はその後、伊那を中心とした多くの信徒と共に教育勅語奉賛のための組織である大日本実行会を組織する。伊那の信徒が「御恩礼式」や「不二道」と無関係な教会講社の増加を嫌ったとする<sup>42</sup>見方がある。唯一の記事からどのような教会が所属教会として認可されていたのか一例を見てみると、たとえば第26号では遺訓三日市教会、檀原教会、京都八坂教会、富士身祿教院、蠶影山分教会、神鏡講社、蚕影山教会前橋本部といった名称の教会が掲載されており、こうした名前を例にあげるだけでもその多様さが推し量れるであろう。一方で、革新の方向性は実行教が本来依っていた富士信仰ではなく神道界全体へ向いており、それを前提として教師の質を高めることを求め、古事記萬葉集等といった国学あるいは神道の学習を教団構成員に求めてもいた。

さらに金丸は「教訓いろは歌略解 大教正原九右衛門翁詠歌 金丸俊胤解」<sup>43</sup>という連載を始める。この連載は、花守が教訓謡を作り、歌を歌う形で教えを広め、人々を教化しようとしたのにならったもので、伊那の大物信徒である原が歌を作り金丸が解説するかたちを

とっている。金丸は連載の冒頭で、「本教長野県教長大教正原九右衛門翁は該県屈指の富豪にして材学の優長なる行徳の堅固なる齡ひ古稀を越えて強壯なる古仙の風ある」と評価する。少し長くなるが、続く文では「今や百事開陽進歩の今日に当り斯教の振起せざるを慨歎し身を捨て以て本教の拡張を図らんと思ひ起して我家を出られたるは本年七月廿七日にてこれより富岳に登渉し管長殿に随行して東海道を巡教し終りて本館へ来られたるは八月廿四日にてそは原教正の自らものせられし日記に委しおのれ俊胤が本教の事務に従事せし以来規律の擾乱せる布教の退歩せるを憂ひ旧習を革新して以て斯教の隆盛を図らんことを熱望したるもいかにせんおのれ徳薄く才短くして此大業を為し遂ぐることを得ず徒づらに深き怨みを呑みて空しき月日を送りけるに図らずもこたび原教正の来館せられければ其喜びは何に譬へん嬉しさ限りなく我にもあらで永らくの御巡教の労をねぎらひもせずまづ先のおのが心のたけを心傷を打開て申し出けるにそはよけん早く計画てよ申されけるにぞ歡喜雀身の措きどころしらぬまでにうちよろこび夜を日につぎて各県を経巡りて各教長がたの協賛を受け客月四日の大会議を開き斯教拡張の端緒を開くべき愛度萌芽を生出せしは実に此翁の恩師なり嗚呼俊胤が此翁あるは魚の水あるが如く人の空気あるが如し龍となつて以て天に飛揚すべく大魚となつて洋中に浮泳すべし上に高德明智の管長殿あり此翁あり革新以て斯教を拡張する何の難きことかこれあらん実に楽しき極みなりけり」と原については新連載初回とはいえ、大絶賛しているのである。『惟一』を編集し、実行教とその教師、さらに神道の改革を志すものの必ずしも思うようには運べない金丸にとって、伊那の信徒を束ねる大きな力を持ち、本館の在り方に必ずしも全面的に賛同するわけではない原の存在は心強く感じられたのかもしれない。こうしたところに、後に大日本実行会を結成して信徒を分割する金丸と原の繋がりの端緒を見ることはあながち間違いではなからう。

また、教義の教授機関について、「教校設置の必要」と題する論説で次のような議論を展開している。

「夫れ我立教の原旨は天地を以て書籍とし日月を以て照明とし敢て記誦詞章に依らず人造作為の論説に依らず心を以て心に伝へ形式の伝道に非ずして師々相承相伝しつゝ、今日に至れる所以はほかにあらざるなり」、つまり、実行教において教えは文字に書かれたものではなく師弟の実行実践によって伝えられたものであり、「かゝる実行実践以て詞章文字に據らずして組織せられたるの我教も時世の変遷と社界の思潮とに伴はれて教書の編纂教校設置の必要を認むるの期に迫れるに至れり」「近時に至り益我教勢を高め名声を世界に博するや欧米の諸国往々教書送致の需めに接せり」<sup>44</sup>と、必要性について力説するのだが、先に触れた勝屋がいたところに設置されたと報じられたはずの教学寮と同様の事が書かれており、再三の教師養成部の設置はうまくいかなかったのではないかと推測される<sup>45</sup>。その後、実行教は冒頭でも触れた教義講究所を設置し<sup>46</sup>ているが、その設立経緯や実際の運用については不明なことが多い。

「教校設置の必要」が改めて著された同号には、内務省達示として、次のような文書が転載されていることにも注目しておきたい<sup>47</sup>。

「社甲第二十一号

其宗教派ニ於テ設立セル学校ノ調査ヲ要シ候ニ付毎学校ニ就キ左記ノ廉廉詳細取調来ル六月三十日限り調書ヲ作り差出サルヘシ命ニ依リ此段申進候也

明治三十一年五月二十四日



内務省社寺局長久米金彌

実行教管長柴田礼一殿

追テ本文ニ該当ノ学校ノ設備ナキ教宗派ニ於テハ如何ニシテ徒弟ヲ教育スルヤ又其教宗派以外ニ属スル学校ヘ入学セシムルモノニ在テハ其学校名及現ニ入学ノ生徒数並在校中ノ費用支弁方法等取調べ申出ラルヘシ此段申添候也（後略）

続く箇所には「学校ノ名称」や「授業料」、「学校ニ関スル現行ノ諸規則」といった調査事項とその注釈が並ぶ。つまり、各教派で学校を有しているのか否かが問題とされていたのであり、それに対応するべく論じられたのが金丸の「教校設置の必要」であると考えられるであろう。

## おわりに

不二道の創始者小谷禄行三志の弟子である柴田花守を中心にした神道化で起きた不二道の分裂による所産である実行教であるが、分裂を経て神道教団として特立したのちの本館では、神道改革を目指して入ってきた勝屋や金丸のような、漢学や国学を背景に持つ幹部が中心的な役割を担っていた。国家から求められた教師の質の確保は、同時に神道教団としての統一性を保つことを求めたであろうが、同時に、多様な信仰集団の受け皿であろうとする神道教派の役割との間に葛藤を生じさせた。

教師養成制度は、訓令によって教規宗制中に教師検定法を制定することを求められる等、基本的には外的要因によって要請されたものであった。しかし、そうした国家の規制だけではなく、漢学塾教師という出自の勝屋や教団改革への意識の高い金丸という実行教内部の側じたいにも教師養成機関形成のモチベーションが存在したのだと言えよう。富士講や不二道に立ちかえる限りは歴史上も復古すべき「組織」がなかったように、不二道あるいは富士信仰の側から「組織化」していくモチベーションはなかったのではないかと考えられ、それらを担ったのは主に、地方教会や不二道以来の古参信徒ではない信徒、言い換えると、富士信仰の集団としてではなく神道教団としての実行教に参加したともいえるべき漢学者や国学者である勝屋や金丸であった。本部の内部でさえも多様な出自の幹部がそれぞれの思惑で教団運営に携わったのち、結果的には教団外部に活躍の場を求めた。勝屋の場合は咸宜園であり、金丸の場合は教育勅語普及のための団体である大日本実行会であった。

## 注

- 1 特立当初は「神道実行派」、のち「神道実行教」あるいは「実行教」を名乗る。また、戦前の表記においても戦後の宗教法人法下における包括法人としての登記上においても「実」には「實」を用いているが、本稿では常用漢字表により「実行教」の表記を用いる。ただし、引用文中においてはこの限りではない。
- 2 今井功一「富士講系教派神道・実行教の雑誌刊行——実行教本館内惟一社『惟一』目次」『書物出版と社会変容』第21号（『書物出版と社会変容』研究会、2018）
- 3 井上順孝『教派神道の形成』（弘文堂、1991）
- 4 教団のライフサイクルにおける制度化ないし既成化（井上順孝ほか編『新宗教事典』（弘文堂、1990）、55-56頁）についての議論を参考にしている。
- 5 このような角行系富士信仰に特有の文字を、大谷正幸氏は角行系文字と定義している。大谷正幸『角行系富士信仰——独創と盛衰の宗教』（岩田書院、2011）。なお、大谷氏のサイト「富士信仰アーカイブ」



ブズ <http://fjska.sakura.ne.jp/>にて角行系文字フォントのダウンロードが可能であり、本稿においてもこれを利用した。

- 6 大谷前掲書202頁
- 7 岡田博「実行教と不二道孝心講」(『富士浅間信仰』雄山閣出版1987)
- 8 大谷前掲書225頁
- 9 宮崎ふみ子「近世末の民衆宗教における女性:不二道の場合」『恵泉女学園大学紀要』第31号23-47頁(2019)
- 10 大谷前掲書140頁
- 11 戸浪裕之『明治初期の教化と神道』(弘文堂、2013)
- 12 例えば、藤田大誠「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」『國學院大學校史・学術資産研究』第1号(國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター、2009)、高野裕基「皇典講究所・國學院大學の「神道」研究と道義学科」『國學院大學研究開発推進機構紀要』第9号(國學院大學研究開発推進機構、2017)など。
- 13 中山郁「國學院大學と教派神道—教派神道連合会「神道講座」・御嶽教「地方教学院」の事例から—」(國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道—國學院大學の学術資産を中心に—』(弘文堂、2009)など
- 14 福田勝水『教祖伝』(扶桑教立教百年記念事業奉賛会、1982)、108頁
- 15 井口喜四郎『神道実行教』(實行教々義講究所、1932年)
- 16 「神道改革」については、木村悠之介「明治後期における神道改革の潮流とその行方」『神道文化』第31号(神道文化会、2019)
- 17 井桁質直「布教師の派遣を望む」『惟一』第13号明治28年2月11-12頁
- 18 「社説 神道改革の期に迫る」『惟一』第16号明治28年5月2-4頁
- 19 明治18年4月18日内務省達丁1号
- 20 「実行教教規」『改正神道教規大全』(報行社、1896)
- 21 なお、勝屋が編集者であった時期の発行兼印刷者には浅沼謙治郎・山星徳太郎、金丸が発行兼印刷者を勤めていた時期の編集者には福井守賀というそれぞれ本館付職員の名が見られる。
- 22 新宗教と訓令9号については藤井麻央「明治中期の宗教政策と神道教派—内務省訓令第九号の金光教への作用」『國學院雑誌』115巻7号2014)に詳しい。
- 23 阪本是丸「近代宗教法制度と国家神道——明治期を中心に——」『宗教法』29号(宗教学学会、2010)
- 24 勝屋馬三男「天下の冗教師を淘汰せよ」『惟一』第17号明治28年6月18-19頁
- 25 勝屋の生涯については、高倉芳男「咸宜園最後の講師勝屋明浜先生」『大分県地方史』56号(大分県地方史研究会、1970)74-93頁によった。
- 26 勝屋馬三男「教師検定法の実施」『惟一』第21号明治28年10月12-14頁
- 27 ただし、『四民教論』は伊藤参行禄王の著作『四民の巻』をベースに改編が加えられていることが指摘されている。大谷正幸「『四民教論』とその周辺 付・既発表論文二編の正誤表」『仏教文化学会紀要』第13号2004、177頁-198頁
- 28 「雑報」『惟一』第23号明治28年12月46-47頁
- 29 「検定事項」『惟一』第23号明治28年12月3-4頁
- 30 「辞令」『惟一』第23号明治28年12月4-5頁
- 31 勝屋馬三男「教史の編纂を論じ併せて教学寮の設置を促す」『惟一』第25号明治29年2月11-12頁
- 32 「本館録事 ●実行教学寮」『惟一』第31号明治29年9月5頁
- 33 「新刊雑誌批評並紹介」『惟一』第32号明治29年10月21頁
- 34 「教報」『惟一』第41号明治30年11月5頁
- 35 『名家伝記資料集成』には「金丸俊胤 カナマルトシタネ/東京住/安政六己未年(二五一九)生/大正十一壬戌年(二五八二)八月歿 六四歳/号 富士廼舎、佐賀県杵島郡佐賀志村生、士族、井上頼園、

黒田清綱に学ぶ／大日本実行會理事、宮内省図書寮出仕、神宮神部署福島支署長」とある。

- 36 西川は出羽三山に宮司として派遣され、当地の神仏分離を強硬に実行するが、金丸はこれに同行している。西川須賀雄『羽黒山日記 ゆくてのすさび 史料集』（出羽三山神社社務所、2009）、『出羽三山史』
- 37 「惟一記者諸君に望む」『惟一』 第25号明治29年2月31-32頁
- 38 「任免辞令」『惟一』 第32号明治29年12月4頁
- 39 「社告」『惟一』 第32号明治29年12月
- 40 第48号が東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵で確認できる最後の号である。
- 41 「講義録」『惟一』 第32号明治29年12月12-15頁
- 42 粟谷真寿美『大日本実行会の成立—被治者の政治行動—』
- 43 「教訓いろは歌略解」『惟一』 第40号明治30年10月13-14頁
- 44 「教校設置の必要」『惟一』 第48号明治31年6月1-4頁
- 45 『惟一』の刊行自体が48号で終わってしまい、ここで展開された活動はいずれも同時期に終息したものと推測される。
- 46 文部省宗教局 編『宗教制度調査資料 第2輯』（文部省宗教局、1926）
- 47 「内務省達示」『惟一』 第48号明治31年6月10-11頁